

藤岡市農業委員会

令和7年第4回

定例会議事録

令和7年4月7日招集

令和7年藤岡市農業委員会第 回定例会議事録

令和7年4月7日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和7年藤岡市農業委員会第4回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 18号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第 19号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 20号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 21号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について
報告第 7号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 8号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (14名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 飯塚 光 | 2番 武藤 賢太郎 | 3番 秋谷 房江 | 4番 松村 敏恵 |
| 5番 清水 淑朗 | 6番 田沼 範明 | 7番 浅見 健司 | 8番 山口 暁 |
| 9番 清水 春樹 | 10番 中村 章弘 | 11番 折茂 新一 | 12番 鈴木 儀幸 |
| 13番 川村 信行 | 14番 塚本 欣吾 | | |

[出席農地利用最適化推進委員] (6名)

- | | | | |
|-----------|------------|---------|-----------|
| 3番 根岸 秀利 | 5番 渡邊 義晴 | 7番 野辺 均 | 9番 横山 万寿雄 |
| 16番 黒澤 松博 | 18番 齋藤 今朝男 | | |

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|--------|--------|
| 事務局 長 | 横田 道明 | 事務局 次長 | 真下 和弘 |
| 次長補佐兼係長 | 春山 崇 | 係長代理 | 宮原 優雅子 |
| 係長代理 | 笠原 諒亮 | | |

(開会13時25分)

事務局 定刻になりましたので、ただ今から令和7年 第4回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、隣の中庁舎3階の小会議室を用意しております。1班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局 有り難うございました。それでは、浅見会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和7年第4回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員14名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。6番田沼委員、9番清水春樹委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第18号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案第18号は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請があったので決定を求めるものです。整理番号1番です。こちらの計画変更申請は議案第21号農地法第5条許可申請の整理番号8番の関連案件です。土地の表示は、当初計画・変更計画ともに本郷字別所 畑 367㎡です。当初計画者が、鬼石のYさん、承継者は、鬼石のYさんです。当初許可は、昭和60年11月30日群馬県指令西農第X号です。契約内容は、当初計画が贈与、変更計画は使用貸借です。計画の変更理由について、当初計画者が、一般住宅を建築する予定だったが計画がとん挫し、建築しなかった。息子が家を建てたいとのことなので計画を変更したい。承継者は、実家に居住している。手狭であるため、母の土地を借り受けて家を建てたく本申請に及んだ。施設概要について、当初計画は一般住宅用地、変更計画は専用住宅用地（分家住宅）です。付近の状況は東：道路、南：道路、西：畑、北：畑です。誓約書が添付されております。農地区分は、第一種農地と判断されますが不許可の例外に該当します。以上で説明とさせていただきます。

議長 議案第18号整理番号1番について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第18号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第18号整理番号1番については、議案第21号整理番号8番の案件と関連がありますので、許可相当と決定します。続きまして、議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第20号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第21号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表の

とおりにしてありますので、よろしくお願ひいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時32分)

(再開13時54分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号1番から3番の3件です。整理番号1番は中大塚のTさんが、新たに農業経営を開始するため、中大塚の農地1筆、面積892㎡を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書14ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は鮎川のMさんが、農業経営の規模拡大を図るため、鮎川の農地1筆、面積913㎡を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書14ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は鬼石のIさんが、農業経営の規模拡大を図るため、鬼石の農地1筆、面積492㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第19号整理番号1番から3番について2班の班長さんより報告がありました。整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第19号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第19号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第19号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 19 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 19 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 19 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、議案第 20 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 20 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。整理番号 1 番は、三波川の宗教法人が、三波川の農地を墓地用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 306 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 20 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 20 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 20 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 21 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 21 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 4 番の 4 件です。整理番号 1 番は市外の K さんが、上戸塚の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積 342 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は藤岡の T さんが、岡之郷の農地を売買で取得し露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 330 m²、農地区分は第二種農地として判断され

ます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は市外の法人が、金井の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地2筆、面積830㎡、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は三波川の宗教法人が、三波川の農地を使用貸借にて借り受け、車庫及び駐車場用地として転用するもので、農地1筆、面積681㎡、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第21号整理番号1番から4番について1班の班長さんより報告がありました。整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第21号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第21号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第21号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第21号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第21号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第21号整理番号3番は許可と決定します。次に整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 4 番は許可と決定します。続きまして、議案第 21 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 21 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 5 番から 8 番の 4 件です。整理番号 5 番は、市外の法人が、中栗須の農地を賃貸借にて借り受け、露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 868 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は、上大塚の S さんが、上大塚の農地を売買にて取得し、駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 54 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は、市外の法人が、中大塚の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 2 筆、面積 1,528 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 8 番は、鬼石の Y さんが、本郷の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積 367 m²、農地区分は第一種農地と判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 21 号整理番号 5 番から 8 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 5 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に、整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に整理番号 8 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 8 番は許可と決定します。続きまして、議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 8 ページと 9 ページをご覧ください。議案第 22 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するために計画を作成したものです。8 ページをご覧ください。こちらの計画につきましては、地域計画に掲載予定である農地の貸借に係わる計画であり、農業委員会には計画を要請することの承認を求めているもので、今回の対象地は 14 件です。9 ページをご覧ください。こちらの計画につきましては、中間管理機構を通して貸し借りされている農地の借人を変更するときに作成される計画で、今回の対象地は 1 件ですが、変更前、変更後とも借人は 1 名となります。以上で、議案第 22 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 　ただ今、議案第 22 号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に係る委員は審議終了まで退席をお願いします。

＜関係委員退席＞

議長 　それでは何か意見がありましたら、お願いします。

（意見なし）

議長 　特に意見もないようですので、採決します。議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 　挙手全員でありますので、議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。

＜関係委員着席＞

議長 　続いて、報告第 7 号・8 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 　はい、ご説明いたします。議案書 10 ページをご覧ください。報告第 7 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4 条が 1 件、5 条が 4 件の計 5 件ございます。詳細については 11 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 8 号ですが、議案書 12 ページから 13 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、4 条の許可証明が 1 件、5 条の許可証明が 3 件、耕作証明が 6 件、の計 10 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしく願います。

議長 　ただ今、報告第 7 号・8 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

（意見なし）

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和7年第4回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14時 12分)